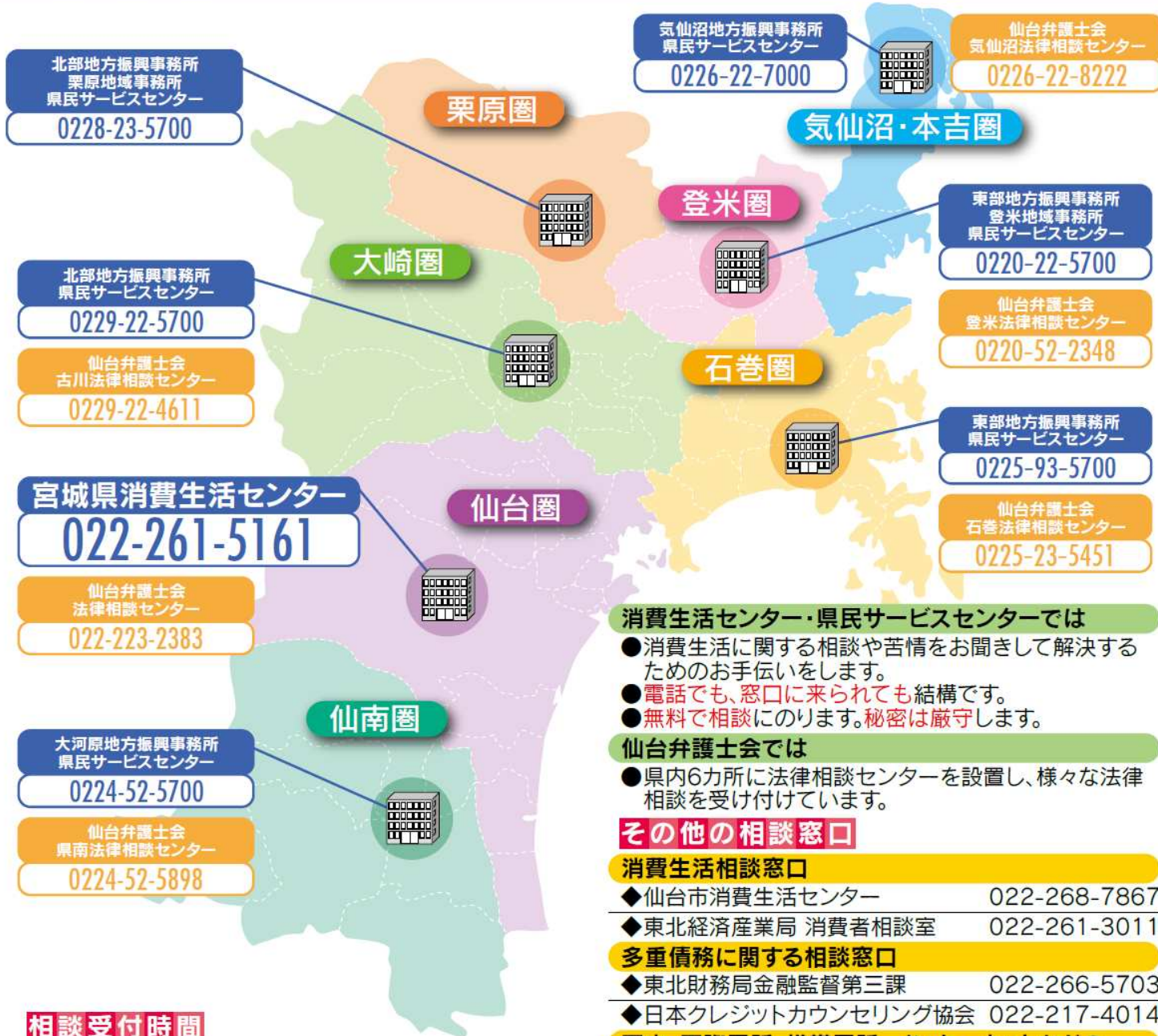


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局
情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター
平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所
県民サービスセンター
月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆5月は「消費者月間」です
- ◆消費者月間特集「食品と放射能Q & A」
- ◆消費生活パネル展の開催について

5 May
月号

第27号

5月は「消費者月間」です

「消費者月間」とは？

消費者保護基本法（消費者基本法の前身）が昭和43年5月に施行されたことにちなんで、毎年5月が「消費者月間」と定められました。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって各地で消費者問題に関する啓発や教育等を集中的に行われています。

今年度のテーマは？

消費者月間の今年度のテーマは、

「安全・安心 いま新たなステージへ」です。

東日本大震災からの復興において、原子力発電事故を踏まえて食の安全・安心を確保することは、消費者にとって最も重要な課題の一つとなっています。

食品と放射性物質について理解を深めるため、消費者庁、地方自治体、消費者団体等が連携してリスクコミュニケーションを進めており、消費者、専門家、行政が対話を通じて正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図ることが大切です。



消費者庁では、消費者の立場に立った新たな仕組みづくりを進めると同時に、国、地方自治体、消費者団体をはじめ多様な主体が連携・協力して消費者主役の社会づくりを前進させたいとの願いを込めてこのテーマが掲げられました。

消費者月間特集「食品と放射能Q & A」

平成23年度、宮城県消費生活センターには、放射能に関する相談が多数寄せられました。「食品を買ったが放射能が気になる。どこに相談すればよいか」、「食品の出荷制限情報が知りたい」など、不安を抱えている人も少なくありません。今回は、「食品と放射能」に関する情報を御紹介します。

Q. 食品に含まれる放射性物質の基準が、新しくなったんだよね？



A 厚生労働省では、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、原子力災害対策本部の決定に基づき、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置をとってきました。暫定規制値を下回っている食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されています。しかし、より一層、食品の安全と安心を確保するために、事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的な観点から新たな基準値を設定しました（平成24年4月1日から施行）。

新たな基準値の概要

放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げ、これをもとに放射性セシウムの基準値を設定しました。

放射性セシウムの暫定規制値（単位：ベクレル/kg）

食品群	野菜類	穀類	肉・卵・魚・その他	牛乳・乳製品	飲料水
規制値		500		200	200

※放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

放射性セシウムの新基準値（単位：ベクレル/kg）

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

シーベルト：放射線による人体への影響の大きさを表す単位

ベクレル：放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位

Q. 食品の出荷制限情報は、どこでわかるの？



A 基準値を超える放射性物質が検出された食品については、状況に応じて、出荷や摂取の制限が行われます。厚生労働省のホームページで出荷制限・摂取制限情報を確認することができます。
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

Q. 実際には、どれくらい被ばくしているの？



A 平成23年の9月と11月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を調査し、推計したところ、今後の食品からの放射性セシウムによる被ばく線量は、年間に換算して0.002~0.02 ミリシーベルト程度でした。これは、自然界に存在する放射性カリウムによる被ばく線量0.2 ミリシーベルト程度と比べても、非常に小さい値です。

放射能に関する情報・相談窓口はこちらです。

☐ ホームページ：放射能情報サイトみやぎ

<http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>

(携帯電話版) <http://www.r-info-miyagi.jp/m/>

☐ 県の相談窓口：放射線・放射能に関する相談（宮城県設置）

開設：平成23年3月16日（水）から

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日のみ）

電話：022-211-3323

☐ 原子力災害全般に関する相談窓口（原子力安全・保安院設置）

受付時間：午前8時から午後10時まで

電話：03-3501-1505, 03-3501-5890

☐ 東京電力福島第一原発相談窓口（原子力損害の賠償全般に関するご相談の専用窓口）

○お電話でのご相談 福島原子力補償相談室（コールセンター）

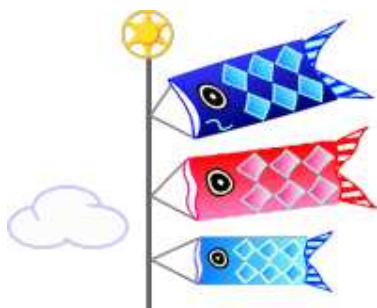
受付時間：午前9時から午後9時まで

電話：0120-926-404

○対面でのご相談

受付時間：午前9時～午後5時（日曜、祝日、年末・年始を除く）

仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル1階



消費生活パネル展の開催について

「商品やサービスの契約トラブル」、「若者や高齢者を狙う問題商法の手口や対処法」、「クーリング・オフ制度」、「多重債務」など、消費者トラブルの未然防止に役立つ情報を御紹介する「消費生活パネル展」を開催します。パネル展示の他、啓発資料や広報資料の提供もごさいます。会場となる宮城県庁に是非御来場ください。

開催日 平成24年5月18日（金） から 平成24年5月31日（木） まで

開催場所 宮城県庁 1階ロビー

交通アクセス 仙台駅からのアクセス

【徒歩】仙台駅西口→（約2キロメートル・約20分）→県庁

【地下鉄】「仙台」駅→（約4分）→「勾当台公園」駅（北2番出口）
→（徒歩約3分）→県庁

消費生活センターからのお知らせ

宮城県消費生活センターは、県庁舎の電気設備定期点検に伴い、平成24年5月19日（土） 及び 5月20日（日） の両日、業務を休止致します。電話での相談対応もお休みです。御了承ください。

